

愛車と共に

**GO! GO!**

**サイクリング 小笠原6日間**



手ぶら参加  
OK!

島内では電動アシスト  
自転車のレンタルも  
あります♪



ご旅行代金(おとな1名様)  
バストイレ共同・素泊

サイクリングにこだわらず、  
サイクリングにこだわらず、  
気軽に! お得に!  
気軽に! お得に!  
小笠原旅行を楽しみたい!!  
小笠原旅行を楽しみたい!!  
という方にもオススメのツアーです♪

船+宿+  
アクティビティ2本で

**55,000 円**

/この価格!/

最少催行人数 おとな1名様

出発日

11月6水・12火・20水・26火 12月2月・8日・14土・21土

#### ご旅行行程表

日程	行程	宿泊	食事
1日目	東京竹芝出港(11:00発) おがさわら丸(2等和室)	船内	- × ×
2日目	おがさわら丸 船内観光(14:00~16:50頃) 父島二見港入港(11:00着) ナイトツアー(19:00~21:00頃)	父島	× × ×
3日目	(終日フリータイム) 海! 山! お好みのアクティビティへ GO! GO!	父島	× × ×
4日目	(終日フリータイム) 海! 山! お好みのアクティビティへ GO! GO!	父島	× × ×
5日目	(フリータイム) 父島二見港出港(15:00発) おがさわら丸(2等和室)	船内	× × ×
6日目	おがさわら丸 東京竹芝入港(15:00着)		× × -

#### 旅行代金に含まれる費用

おがさわら丸往復船賃(2等和室)・小笠原父島宿泊費(3泊)・  
アクティビティ代(半日島内観光ツアー・ナイトツアー)・燃料調整金・消費税

#### 宿泊先案内

##### 父島ペンション(相部屋利用)

飲食店や商店が集まる大村地区にあり、何をするにも便利なお宿です。



島での過ごし方(観光&お食事処)についてのお問い合わせ先

《父島》小笠原村観光協会 :04998-2-2587  
《母島》小笠原母島観光協会:04998-3-2300

■掲載している写真は全てイメージです。

主催



OGASAWARA KAIUN.CO.Ltd.  
**小笠原海運株式会社**

お問い合わせ

03-3451-5171

<http://www.ogasawarakaiun.co.jp>

## ご旅行内容

添乗員の同行:なし  
食事:なし(宿周辺は飲食店が多いので素泊でも安心です)  
客室(定員):相部屋2段ベッド(定員4名)バストレイ共同  
学生:大人と同料金  
※大人専用ツアーとなります(小学生以下の申し込みは頂けません)

## 注意事項

- ・お申し込みの前に必ず旅行条件をお読み下さい。
- ・同紙に掲載している写真は全てイメージです。
- ・天候や海上状況により中止、または大幅な行程の変更となる場合があります。

### 【GO!GO!サイクリング】船室のご案内

ご希望があれば、おがさわら丸の船室の等級アップが可能です。  
等級アップについては以下の差額料金(片道)が発生致します。

#### 《差額(2等和室から)》

	特等	特1等	1等	特2等	2等寝台
大人	¥46,810	¥40,190	¥25,860	¥12,110	¥3,290
個室貸切料金(片道)	特等室	特1等室	1等室		
個室1名利用時	¥18,000	¥18,000	¥6,000		

※特1等室3名利用割引料金(片道)…¥15,000引き(3人目の旅客運賃割引)

#### ◆◆ご注意ください◆◆

等級アップ差額分につきましては取消料が右記規約とは異なりますので、  
ご予約の際はご注意くださいよう、お願い致します。  
取消料は下記の通りとなります。

出航14日前まで……………1,000円  
13日~2日前まで……………2,000円または10%(いずれか高い方)  
前日~出発日の出航時まで…30%  
出航後……………100%

#### ◆◆父島おすすめビュースポット◆◆

ツアーやご参加いただくのも良いですが、バスやレンタカーなどで、  
巡ることができる場所もあります!

ゆっくりマイペースにウォーキングや、ドライブを楽しむのもおすすめです。



#### お申し込み期間

### 各出発日の2ヶ月～各出発日の14日前

※土日祝日は休業日となります。

#### 旅行企画・実施



**OGASAWARA KAIUN.CO.Ltd.**  
**小笠原海運株式会社**

03-3451-5171

受付時間:9:00～17:30(土日祝を除く)

東京都知事登録旅行業第2-2135号 国内旅行業務取扱管理者 小川紀子  
〒108-0023東京都港区芝浦3-7-9 <http://www.ogasawarakaiun.co.jp>

■旅行業約款について  
この条件書に定めのない事項は標準旅行業約款によります。

標準旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

この旅行に関し、ご不明な点があれば、ご遠慮なく管理者にお尋ね下さい。

## ご旅行条件書 (国内募集型企画旅行)

(この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の1部です。)

この旅行は小笠原海運株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する国内旅行であり、  
この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

募集型企画旅行契約の内容・条件は、この書面に記載されている条件の他、下記条件・出発前にお渡しする最終旅行日程表および

当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

#### 1.お申し込み方法と旅行契約の成立

(1)所定の申込書に必要事項を記入の上、下記のお申込金を添えてお申ください。

お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。

(2)旅行契約は当社が締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

(3)電話などによるお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知し書類を送付いたします。

旅行代金の振り込みは書類に明記された期日までにお支払いいただきます。

旅行代金(お一人様)	30,000円未満	60,000円未満	100,000円未満	100,000円以上
申込金	6,000円	12,000円	20,000円	旅行代金の20%

#### 2.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日までの当社が指定した期日までにお支払いただきます。

#### 3.旅行代金に含まれるもの・含まれないもの

旅行日程に記載される以下の行程の交通費等および消費税が含まれています。

これらの諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくとも払い戻しはいたしません。また旅行日程に含まれない交通費、飲食費および個人的性質の諸費用等は含まれません。

#### 4.旅行内容、旅行代金の変更

当社は天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他の管理できない事由が生じた場合、旅行内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ない時は、変更後に事由を説明いたします。

#### 5.お客様のご都合による旅行契約の解除

(1)お客様は次に定める取消料をお支払いたすことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

取消日	出発の2日前	2日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日	旅行開始後・無連絡不参加
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

(2)お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- 契約内容の重要な変更が行われたとき。
- 天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となる恐れが大きめて大きいとき。
- 当社の責に帰すべき事由により旅行実施が不可能となったとき。

#### 6.当社による催行中止および旅行契約の解除

(1)お申込み人の数がナシに記載した最少の催行人数に満たない時は、旅行の実施を取り止めることができます。

この場合、旅行開始日の前日から起算して週4日までにあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

(2)次の各号に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

- お客様が明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていない事が判明したとき。
- お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または团体行動の円滑な実施を妨げられる恐れがあると認められたとき。
- 天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他の事由の関与し得ない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となる恐れが大きめて大きいとき。

(3)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないとときは、当社は旅行契約を解除することができます。

(4)当社は本項(1)および(2)(3)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金を払戻しいたします。

また本項(1)により旅行契約を解除したときは、違約料を差し引いて払戻しいたします。

#### 7.添乗員等

この旅行には、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受ける為に必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスを受ける手続きはお客様自身で行って頂きます。

#### 8.当社の責任および免責事項

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。

(2)手荷物の損害については、損害の発生の日から14日以内に当社に通知があった場合に限り、旅行者一名につき15万円を限度、故意または過失がある場合を除く)として賠償いたします。

(3)旅行者が天災地変、戦乱、暴動、連送、宿泊機関等の旅行サービス提供のの中止、官公署の命令その他当社又は当社の手配代行者との関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

#### 9.お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を受けたときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。

#### 10.特別補償

当社は当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中の生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、予め定める額の補償金および見舞金を支払います。

#### 11.旅程保証

(1)旅行日程に下記に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅行開始前	3.0

旅行開始後	2.0
旅費開始後	2.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.5

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)
旅費開始後	1.0